

# 緊急雇用対策農林水産ささえあい事業費補助金の 事務手続きについて

## 1. 交付申請提出（令和2年4月24日から別に定める日まで）

○下記提出先に郵送又は持参してください。

※交付申請書には下記書類を添付してください。

・緊急雇用対策事業：活動計画書

・緊急農林水産業雇用事業のうち雇用型：県、ハローワークに提出した求人票の写し

【交付決定前の着手が必要な場合】

理由を記載した交付決定前着手届の提出が必要です。

交付決定前着手届を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 2. 交付決定通知到着（交付申請から原則30日以内）

## 3. 事業開始

【事業を変更・中止したい場合】

事業を変更・中止する場合には県の承認が必要です。

変更申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 4. 事業完了

※事業の完了：補助事業が完了し、かつ、補助対象経費の支払いがすべて完了した日

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

## 5. 実績報告書提出（完了・中止から20日以内）

○実績報告書を下記に郵送又は持参してください。

※実績報告書には下記書類を添付してください。

・緊急雇用紹介事業：①年間活動実績書、月別活動報告書

・緊急農林水産業雇用事業のうち雇用型

①影響のあった企業の在職証明書

②農林水産業に従事したことを証明する書類

③雇用者への支払い明細及び受け取り領収書等

④（学生の場合）在籍証明書又は類する書類

・緊急農林水産業雇用事業のうち援農型

①援農の様子がわかる画像等

②援農対応者の勤務実態を証明する書類

③援農対応者への賃金の支払い明細及び受け取り領収書等

・感染症防止対策環境整備支援事業

①購入・設置等の支出内訳がわかる書類、領収書の写し等

②設置費については上記①に加え設置状況がわかる写真

資料提出・問い合わせ先

農林水産部とっとり農業戦略課

鳥取県鳥取市東町1丁目220

電話：(0857)26 - 7256

電子メール：nougyouzenryaku@pref.tottori.lg.jp